

## ◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九七号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月一八日・衆議院教育再生に関する特別委員会)

○伊吹国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、逐次その内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくことが必要であります。

この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、合議制の教育委員会がみずから管理、執行し、教育長に委任することができない事項を明確にするとともに、教育委員会の事務の管理、執行状況の点検、評価の制度化を図るなど、教育委員会の責任体制を明確化するものであります。

第二に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第三に、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができることとするとともに、県費負担教職員の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととするなど、教育の地方分権を推進するものであります。

第四に、教育委員会の事務の管理及び執行が法令に違反する場合またはその管理及び執行を怠るものがある場合において、緊急に生徒等の生命身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し是正、改善の指示ができることとするなど、教育における国の責任の果たし方を見直すものであります。

第五に、都道府県知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言、援助を求めることができることとし、私立学校に関する教育行政の充実を図るものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

…………… (略) ……………

三法案につきまして、何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

## 二、衆議院教育再生に関する特別委員長報告（平成一九年五月一八日）

○保利耕輔君 ただいま議題となりました七法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の三法案の内容について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、地方教育行政の自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合などにおける国の関与の手続を整備する等のものであります。

…………… (略) ……………

内閣提出の三法案並びに民主党提出の教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案は、四月十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同月十八日日本国教育基本法案とともに本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日伊吹文部科学大臣、提出者藤村修君、牧義夫君及び笠浩史君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、七法案を一括して質疑に入り、安倍内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、参考人十二名から三回にわたって意見を聴取し、五月九日及び十四日に計四カ所においていわゆる地方公聴会を開催するとともに、十六日にはいわゆる中央公聴会を開催するなど、慎重に審査を重ね、昨日質疑を終局いたしました。次いで、七法案を一括して討論を行い、順次採決いたしました結果、民主党提出の四法案はいずれも賛成少数をもって否決され、内閣提出の三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の三法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、審議に参加された与野党委員各位及び関係者の皆様に敬意と感謝の念を表しつつ、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月一七日）

（学校教育法等の一部を改正する法律（平一九法九六）の附帯決議と一括して掲載）

## 三、参議院文教科学委員長報告（平成一九年六月二〇日）

○狩野安君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの法律案につきましては、去る五月二十一日、本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、その内容については簡略に述べることにいたします。

…………… (略) ……………

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、地方教育行政の自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、三法律案と西岡武夫君外四名の発議による日本国教育基本法案等四法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、四法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、二度にわたる参考人からの意見聴取、茨城県、福島県、神奈川県及び愛知県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、更に中央公聴会を開会し、慎重に審査を重ねました。

委員会における主な質疑の内容は、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求、指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び十年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

三法律案について質疑の終局を決定し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月一九日）

（学校教育法等の一部を改正する法律（平一九法九六）の附帯決議と一括して掲載）